

仙 台 市 介 護 保 险 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第9回会議）議事録

日時：平成29年6月27日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員

小坂浩之委員、鈴木久雄委員、田口美之委員、土井勝幸委員

以上9名、五十音順

【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、藤井介護事業支援課長、大浦介護保険課長

高橋介護事業支援課指定係長、石川介護保険課管理係長

阿部介護事業支援課施設指導係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

2. 報告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料3）
- (4) 他市町村の事業者の指定について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5-1）

事務局より説明

小笠原委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

田口委員：地域密着型通所介護等の小規模な事業所において経営上の問題による倒産が増えており、今後の制度改正で介護報酬が下がる可能性もあることから、小規模な事業所を増やし続けると経営が行き詰まる法人が増えていくことが懸念されるが、仙台市としてはどのように考えているか。

會田部長：現状、仙台市では地域密着型通所介護等を指定しないという取扱いにはしてい

ない。それは、介護保険の仕組みの中で、民間企業からの力添えをいただき、介護業界を支えていく、また、事業者の創意工夫で参入を自由に認めるという考え方からである。今後、第7期介護保険事業計画策定でサービス利用見込量が算出されるので、その結果を踏まえて、自由な参入と保険者として仙台市が果たすべき規制・機能にどのように折り合いを付けるかという観点も踏まえて、検討して参りたい。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6-1～6-9）

事務局より説明

土井委員：参考資料6-2の地域密着型通所介護において、営業時間が午前・午後とも3時間で設定されているが、問題はないのか。

佐藤係長：基準上は3～5時間の幅で介護報酬が規定されているが、時間の細かい基準は定められていない。事業者から3時間と申請された場合、その営業時間での運営を認めることは可能と考える。

板橋委員：地域密着型通所介護において食事を提供する事業者の昼食代にバラつきがあるが、料金の設定について指導はあるのか。

佐藤係長：介護保険に定められていない自費負担の部分に関しては個々の契約になるが、費用の名目・内訳等を明示しなければならないとされている。例えば、地産地消の食材を使用した昼食を提供するということで多少高額であるが費用の名目・内訳等を明示した上で費用を徴収しているケースや、逆にお弁当の配給により費用を安価に設定しているケースもある。極端に高額でない限りは、仙台市として指導は行っていない。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料7）（参考資料7-1）

事務局より説明

五十嵐委員：認知症対応型共同生活介護事業所について「預り金等の管理について、管理規定では管理責任者と取扱責任者を別に定めているが、施設管理者のみが通帳と印を管理しており、牽制体制が確保されていなかった」との記載があるが、どのようにして発覚したのか。

阿部係長：実地指導の際に発覚した。当該事案発覚後、預り金の確認書を作成し、管理責任者と取扱責任者の2名が確認・捺印する方法に改めるよう指導した。なお、他の施設において同様の事案は発生していない。

五十嵐委員：当該事案はなぜ発生したのか。

佐藤係長：各施設に対しては、高額な預り金は預からないように指導している。また、預る場合には、台帳を準備して管理するとともに、先ほど述べた2名体制での管理をするように指導している。今回の事案は、預り金を行う対象者が1名であったため、管理規定は定められていたにも関わらず、管理者が独断で判断して1人で管理していたとのこと。

五十嵐委員：マニュアルが守られていない事案で重大な問題である。

佐藤係長：委員のご指摘の通りであり、仙台市として文書指摘を行ったものである。

鈴木委員：指定事項内容のうち、管理者変更の際は届出しなくてはいけないものか。

藤井課長：管理者変更届出を提出いただしたことになっている。

鈴木委員：管理者の素質等に問題があつて管理者変更に至っているケースがあると聞いています。管理者を変更する場合にその理由も把握していただければと思う。

藤井課長：管理者変更の際には事情を聞く場合もあり、引き続き把握に努めたい。

土井委員：地域密着型通所介護事業所について「個別機能訓練加算Ⅱを算定するに当たり設定された個別機能訓練目標が身体機能の回復・維持に偏り、生活機能の維持向上に関する目標となっていない状況が確認された」との記載があるが、個別機能訓練加算Ⅱは、生活機能を支援するということが前提になっており、算定要件が細かく、具体的に書かれているにも関わらず、短時間型の機能訓練に重きを置いた事業所が多く算定していると認識している。身体機能の回復・維持に努め、生活機能を維持する目的を支援するための加算なので、適切に指導していただきたい。

佐藤係長：地域密着型通所介護にて実地指導を行う際、個別機能訓練加算を算定している場合は、どういった状況で加算を算定しているかを確認するようにしている。中にはADL向上に特化した機能訓練を行っている事業所もあるが、それだけでは不十分であるということを実地指導や集団指導の場で指導している。当該加算が改正されてから日が浅いこともあり、全事業所が適切にサービスを提供できているとは言えない状態である。加算を算定している事業所については、実地指導の際に厳しい目で、利用者に対して適切に対応しているか等を確認する。

小坂委員：認知症対応型共同生活介護事業所について「脱衣室内にある汚物処理槽の前に、カーテン等の仕切りがなく、汚染物が床や周囲にはねて、感染症伝搬の危険性があった」との記載があるが、開所当時からカーテン等の仕切りがなかったのか。

阿部係長：実地指導の際に、汚物処理槽から飛散し感染症になる懸念があるということだったので、カーテン等の仕切りを設置するよう指導した。併せて、汚物処理槽脇に清潔区画用清掃用具が保管されていたので、清潔用区画で保管するよう指

導した。

會田部長：当該事業所の開所時の指定は宮城県が担当しており、仙台市は開所後の施設が移管された経緯がある。仙台市に移管後の実地指導で確認した際に発覚した事案で、開所当初の指導状況等は確認できていない。ただ、望ましい状況ではないので指導をしたとものである。

小坂委員：感染症の拡大の仕方が施設によって異なる。感染が確認されると急激に広がる施設とそうでない施設があり、施設の感染症対策により大きく影響すると考えている。今後も適切な指導を実施していただきたい。

板橋委員：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所について「入居評価基準に、27年4月改正の特例的な入居の要件（要介護1～2の場合）が定められていなかった」との記載があるが、要介護1,2の方が特例入所されたケースはあるのか。

阿部係長：「特別養護老人ホームの入所者が原則、要介護3以上」となったことを受けて運営規定を変更していなかったため、修正するよう指導したもので、実際に特例入所者を受け入れたかは把握していない。

板橋委員：「特別養護老人ホームの入所者が原則、要介護3以上」の制度改正があつてから2年経過するが、仙台市内で特例入所している方はいるのか。またその理由はどういったものか。

高橋係長：仙台市内では約50名の特例入所者がいる。著しい認知症症状のケースが多い。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

（3）小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）の整備事業の応募状況及び選定について（資料8-1）（参考資料8-1）

看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）の整備事業の応募状況及び選定について（資料8-2）（参考資料8-2）

事務局より説明

田口委員：補助金とはどういったものか。

高橋係長：小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業とも建設費の補助金で、1事業あたり32,000千円である。

田口委員：補助金の財源はどこからか。

高橋係長：国の財源を利用した県の交付金である。

草刈委員：決算書を見ると、負債を抱えている法人もあるが、問題はないのか。

藤井課長：今後、全事業者の経営状況について公認会計士に確認してもらうこととする。決算書の内容を含め、財務状況を確認していただく。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

4. その他

小笠原委員長：委員から質問や意見はあるか。

草刈委員：小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等において、管理栄養士等の配置基準はないのか。

佐藤係長：小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等の地域密着型サービスでは、生活支援・機能訓練の一環として利用者と共に調理する事業所もあり、管理栄養士等の配置基準はなく、衛生管理として保健所が確認するということもない。

草刈委員：お泊りデイの場合はどうか。

佐藤係長：お泊りデイの場合は、法律で規定しているものではなく、配置基準はない。

草刈委員：利用者に食事を提供する以上、仙台市で何かしらの研修・講習会が必要と思うが、いかがか。

佐藤係長：前向きに検討したい。

草刈委員：当該委員会の立ち位置、役割、求められていることは何か。

會田部長：介護保険法において、市町村が地域密着型サービス事業者を指定する際には関係者からの意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、介護保険審議会の部会として当該委員会を設置し、本委員会でお諮りをして審議していただいた上で、事業者を指定するという手続きの流れになる。これまでも、本委員会で挙がった様々なご意見から、指導の視点や事業者と接する際の考え方、立ち位置等をご教示いただいているものと理解しており、本市においても大変重要な役割を担っていただいているものと認識している。

草刈委員：これまでの委員会で挙がった応募法人計画書を書類に加える要望の対応や、議事録にきちんと意見を残していくなど、委員会の活動を反映していただいていると認識している。今後は委員会で出された意見がどのように反映されたかを確認できると当該委員会がより良いものになると考える。

小笠原委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会